



令和 5 年度の固定資産税及び都市計画税の 課税誤りについて

令和 5 年度のマンション土地の固定資産税及び都市計画税について、課税誤り及び課税漏れが判明しました。関係者の皆様には多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和 4 年 4 月から 9 月の間に、不動産管理会社である法人 A から個人 B (他 363 件) に売買された、土地区画整理事業区域内のマンション土地について、所有権の移転情報の入力漏れたことにより、令和 5 年度の固定資産税及び都市計画税の課税誤りが 1 件、課税漏れが 364 件判明しました。

2 経緯

4 月 3 日(月): 令和 5 年度納税通知書を送付しました。

11 月 14 日(火): 個人 B の代理人である不動産仲介会社の法人 C から、課税台帳記載事項証明書の内容について、本市に照会があり、所有権の移転情報の入力漏れが判明しました。それに伴い、内部調査を進めた結果、同マンション土地内での売買取引に伴う所有権の移転情報の入力漏れが他にも 363 件判明しました。

11 月 16 日(木): 所有権移転情報を入力しました。

法人 C へ謝罪を行いました。

法人 C へ正しい課税台帳記載事項証明書を通知しました。

上記の事案を受け、内部調査を進めた結果、本件の他に同様の事例はないことを確認しました。

11 月 22 日(水): 法人 A 及び個人 B (他 363 件) へお詫び文書を送付しました。

3 固定資産税及び都市計画税の影響額

(1) 課税誤り(減額更正)

1 件(3,636,900 円)

(2) 課税漏れ(増額更正)

364 件(3,636,400 円)

※最大 12,700 円/件, 最小 6,100 円/件

4 今後の対応

12月上旬:法人 A 及び個人 B(他 363 件)へ正しい納税通知書及び説明文書等を送付。

5 原因

本来,土地区画整理事業に係る土地取引に伴う所有権の移転連絡は,紙媒体にて受理しておりますが,本件は,電話連絡のみで受理しておりました。その際,税務システムへ記録保存していなかったため,所有権の移転情報の入力漏れが発生したものです。

6 再発防止策

所有権の移転情報は,紙媒体で受理することを徹底した上で,税務システムに正しく記録保存されているか複数の職員による確認を行い,適切な事務処理に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市財政部資産税課

電話 04-7167-1125/FAX 04-7167-3203